

社会福祉と心理の協働について

ワークセンター豊新
施設長 加藤啓一郎

1. 名倉啓太郎先生との出会い

水仙福祉会の支援の特徴の一つに社会福祉的な視点と心理学的な視点が共働して援助を行っているという点が挙げられる。この共働がどこから始まったかと言うと、おそらく今は亡き名倉啓太郎先生(元大阪樟蔭女子大学学長)と当時の風の子保育園の松村昌子園長との出会いに端を発していると考えられる。風の子保育園で統合保育を始めた頃、当時の松村昌子園長は障がい児とのかかわりの仕方について悩み、学習会で話を聞いた名倉先生に相談された。名倉先生は京都大学文学部心理学教室の出身で、発達心理学を専門とし、自閉症児の療育についても自身の臨床経験に基づいて独自の療育論を展開されていた。松村昌子園長は障がい児とのかかわりについて疑問点を一つひとつ聞いていかれたそうだが、具体的な対応について名倉先生から納得のいく助言が沢山あり、障がい児保育のスーパーバイザーとして風の子保育園にかかわってもらうよう依頼した。

2. 淡路こども園での療育

その後、淡路こども園開設時にも、基本方針等名倉先生に相談しながら考えていったが、障がい児通園施設の運営に心理職が必要と言うことから、京都大学の後輩が多く、淡路こども園での援助にかかわるようになった。この中に現姫島こども園の岩崎隆彦園長や、ワークセンター豊新の加藤啓一郎施設長がおり、この人たちが就職して常勤としてかかわることにより、福祉と心理の協働が本格化する。

1981年、名倉先生と淡路こども園の職員が日本心理学会で共同発表を行うが、発表内容の一部を以下に転記する。

<自閉児の発達療育仮説>

- ・ 問題となる行動の側面(常同行動、固執、パニック、自傷行為、多動、奇声、反響言語様発生 etc)を対症療法的に行動変容を求めない。
- ・ 発達の全体的構造の体制化、再体制化を日常生活活動の中ではかる。
- ・ 児の自発性、能動性、環境の事物、人、状況への積極的挑戦をうながす。
- ・ 情緒的安定と人とともにいることを心地よく受け入れる状態を基盤にする。

この文章からも分かるように、対症療法的なかわりを退け、本人の主体性を尊重し、特定の大人との基本的な信頼関係の形成を大切にするというその後の法人における支援方針の原形ともいえる内容の発表であった。

3. 心理学的な見方と社会福祉の視点

心理と福祉の協働というのはそんな簡単に達成されるものではなかった。何せ、松村園長夫妻は、セツルメント運動や隣保事業に感銘を受け、大阪の社会事業家三木達子先生を師と仰いで保育園の運営を始められた。社会福祉の立場から、困っている人がいればどんな難しさがあっても支援しなければならない、という強い使命感を持って様々な問題に対応してきた松村昌子園長のもとに、臨床経験もそれほど積んでいない、心理

学を専攻した大学院出の若造たちが、専門家としてかかわってきたのである。

我々心理で入ってきたものの立場からすると、一つ一つの評価や状況分析の場面で、何故そんな支援になるのか、と問い詰められているように感じたし、昌子園長に相談する場面の一つひとつが、大げさに言えば試練の場であったように思う。「支援の必要性」を体現したような松村昌子園長のもと、どんな心理学の方法が使えるのか、実践的に確かめていったプロセスがまさに福祉と心理の協働の過程だったように思える。最近になって、松村昌子園長から、我々への対応にかなり苦慮されて、こども園へ囑託で来られていたカウンセラーの吉本千鶴子先生に相談されていたと聞いて、かなりなご苦労をおかけして申し訳ないという気持ちを強く感じた。

4. 心理と福祉の協働で生まれてきたもの

その頃心理職の役割と言えば、一般的には心理判定か遊戯療法、行動療法など特定の心理療法の実施であったが、現在でもこの状況はあまり変わっていない。心理職が積極的な役割を果たしているスウェーデンと日本の状況とではかなりな違いがある。このような状況で、心理職がそのままケースを持って療育に入ることによって、心理学からのかなり幅広いアプローチと貢献ができたものと信じている。療育、支援と相談の分野であるが、実践的研究を通して療育課題の設定、発達心理学、障害心理学的アプローチ、療育部門への仮説検証法の導入、自閉症児者に対する本人の主体性を尊重した支援、意思決定支援、意味了解的アプローチ、発達相談とカウンセリング、職員の自己啓発、自己表現、性格分析など、そういった視点を導入すると同時に職員の指導や研修も担当するようになった。

5. 岡村理論の持つ意味合い

福祉の分野から必要性やニーズが出されて、解決する手段として心理学的なアプローチを利用するという図式が、福祉と心理の協働の中心にあったと思われるが、必要性があるのかどうかという議論は緊急援助を行う度になされてきたように思う。岡村重夫先生は社会福祉原論の中で、「社会福祉的援助とは生活上の困難を解決するために、その人の主体的側面に焦点を当ててなされる援助である」と述べられている。こういった視点が「主体性の社会福祉学」と呼ばれる理由でもある。一方で名倉先生の考え方も「主体性の尊重」という点では徹底していて、日誌に「すべり台をさせた」と書いたら、「させた、というのは一方的でよくない。すべり台に誘い掛けたと書きなさい」とおっしゃったのをよく覚えている。それが緊急援助になると、支援者がかなりの部分で入って行って、利用者の主体性が明確でなくなったり、支援者自身も緊急と言うことで動くが、支援の判断に直接支援するものの主体性がどれだけ関与したのか、など疑問に感じる点も少なからずあった。

これらの問題は我々が責任者になって反対に後輩たちにその必要性について話をする時、逆の立場から考えることになった問題でもあるが、岡村先生の理論がある程度理解できるようになり、納得できるようになって初めて自分の中で整理がついた問題でもある。

一つは、岡村先生がおっしゃる社会福祉の 4 つの援助の原則の中の、現実性の原理と主体性の原理との関係で、まさに緊急事態とは「問題の当事者にとっては解決を求めてやまない問題であり、絶対的かつ現実的な課題ある。…この現実性の原理の故に、社会福祉は、いわゆる『最後の施策』として保護的サービスを引き受けざるを得ない。」。緊急援助が現実性の原理に基づいてなされるとしたら、それは何としてでもなさざるを得ない援助であり、その援助を通して利用者や家族が落ち着いて生活できるようになって初めて、主体性の原理に基づく支援が可能となり、本人が主体として生き生きと生活し、問題解決の主体として共同できるようになるのである。

又、岡村先生は我々水仙福祉会の職員との対談の中で、支援者の主体性についても述べておられる。その一節を以下に引用する。

「対象者との間にいい関係ができていく中で、いわば2人の共同作業として課題を見つけていけるということ。それは大いにあってもいいんじゃないかな。」

これは、支援者が上から与える課題ではなく、支援者と利用者が同じ立場で、互いの主体性を関与させながら、共同で課題を見い出していくということであるが、この「共同作業」というのは「相互主体」という考え方につながっていくものである。即ち、支援者に主体性がある、初めて利用者の立場に立った支援ができるのである。

相互主体と言うのは利用者支援者との関係だけではなく、支援者同士の関係についても言えることである。組織としての職員集団には指示命令系統としての上下関係はあるが、利用者に関することについては対等であり、あるかかわりがおかしいと思えば、職位が下の職員でも、自分の責任で、おかしいということが言えなければならない。こういった考え方が不文律として職場に代々引き継がれているように思える。又、緊急事態においても、職員間で合意を形成しながら互いに協力し合って難局を乗り越えていく、それが相互主体という視点に基づいた職員同士の関係と考えられる。そういう関係を前提として、現状における必要性やニーズを吟味し、職員一人一人の思いを大切にしながら対応を検討していくことができるのである。

長い年月を経て、こういった共同の在り方が検討できるようになり、福祉と心理、最近ではそこに医療も加わって、いずれかの分野が他の分野に従属するのではなく、各々の分野が主体的に共同していくコラボレーションが成立しつつあると思われる。